

国立大学法人岡山大学個人情報ファイル簿

No. 28

1 個人情報ファイルの名称	情報共有システム
2 担当部課係名	情報統括センター事務室
3 利用目的	本学の構成員に関する情報を記録し，構成員間の円滑な情報共有を支援する。
4 記録項目	① 氏名 ② 学生番号 ③ 個人番号 ④ 利用者 ID ⑤ 生年月日 ⑥ メールアドレス ⑦ 所属 ⑧ 性別 ⑨ 身分
5 記録範囲	学生，教職員
6 記録情報の収集方法	統合認証システム，大学情報データベースからの移行
7 記録情報の経常的提供先	無
8 開示，訂正，利用停止等の請求先	(名称) 総務・企画部総務課 (所在地) 岡山市北区津島中一丁目1番1号
9 訂正，利用停止等に関して他の法律等により定められた特別の手続き	無
10 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号(電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号(マニュアルファイル)
11 個人情報ファイルの種別が電算処理ファイルである場合は，令第5条第2号に該当するマニュアルファイルの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
12 要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
13 独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	該当
14 独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名	(名称) 総務・企画部総務課 (所在地) 岡山市北区津島中一丁目1番1号

称及び所在地	
15 個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	無
16 独立行政法人等非識別加工情報の概要	
17 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
18 備考	

\* この様式中「法」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）をいい、「令」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）をいう。